

## 基本施策 F 1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画する社会を

### 実現します

主管課：人権男女共同参画室

#### 個別施策

- F1-1 人権啓発を推進します
- F1-2 人権侵害の被害から市民を守ります
- F1-3 男女共同参画に関する意識の醸成を図ります

#### ア 施策の目的

市民が、互いの人権が尊重された社会で暮らしている。

#### イ 基本施策の評価

D c 目標を達成しておらず、目的達成に向けた課題の克服などがやや遅れている

#### ウ 成果指標（「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標）

指 標 名	基準値 (時期)	区 分	H29	H30	R 元	R2	R3
人権に関していや な思いをしたり、 不当な扱いを受け たことがある市民 の割合	24.2% (18~22年 度平均) 13.3% (27~28年 度平均)	↓ 目標値	(23.8) 13.3	(23.6) 13.2	(23.4) 13.1	(23.2) 13.0	(23.2) 13.0
		実績値	15.1	15.1	13.7	13.1	
		達成率	86.5%	85.6%	95.4%	99.2%	
社会全体でみると 男女平等であると 感じている市民の 割合	31.8% (23~26年 度平均)	↑ 目標値	32.2	32.4	32.6	32.8	32.8
		実績値	27.2	25.8	27.5	27.3	
		達成率	84.5%	79.6%	84.4%	83.2%	
人権問題講演会、 講座、研修会への 参加者数	1,341人 (23~26年 度平均)	↑ 目標値	1,405	1,437	1,469	1,500	1,500
		実績値	1,437	1,616	1,329	645	
		達成率	102.3%	112.5%	90.5%	43.0%	
男女共同参画推進 センター主催講座 の参加者数	3,610人 (26年度)	↑ 目標値	3,940	4,050	4,150	4,250	4,250
		実績値	3,802	6,369	4,419	3,309	
		達成率	96.5%	157.3%	106.5%	77.9%	

※目標値と実績値がかい離しており、目標値の設定を見直さなければ指標として適切でないため、同じ設問及び選択肢とした平成27年度から平成28年度の実績値の平均を平成29年度からの基準値とし、平成30年度から毎年0.1ポイント下げ、平成32年度までに13.0%に達成するよう評価上の目標値を見直した。( )内は当初設定していた目標値である。

(目標値の見直しについて)

市民意識調査の実績値を成果指標にしているが、市民意識調査の設問について、平成26年度まで「人

権が侵害されたと感じた市民の割合」であったものを平成 27 年度から「人権に関していやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがある市民の割合」と平易な表現に変更した。そのため、言葉の表現による心理的な影響を考慮し、目標値を高く設定したものの、実績値の増はわずかであった（平成 18 年度から平成 22 年度においては、平成 27 年度からの設問と同様の表現を用いており、当該期間の平均を現計画の基準値として目標値を設定した）。結果的に、現計画において目標値と実績値がかい離したため、目標値の設定を見直し、評価上の目標値を設ける必要があると考え、上記のとおり目標値を見直すこととした。

※市民意識調査は人の意識を測るものであるため、講座等への参加者が増えることで意識の醸成につながる定量的な指標として、人権啓発及び男女共同参画の講座等の参加者数を補助指標に加えた。

## エ 評価結果の妥当性

(1) 本部会における意見を踏まえて考えると、定量的な評価の結果として、評価結果については妥当であると判断する。

ただし、成果指標のうち、講演会、講座、研修会の参加者数については、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、評価項目としてとして適切かどうか判断が難しい。

## オ 審議会における政策評価に対する意見

(1) 人権問題講演会における終了後のアンケートで、「人権問題についての関心や理解が深まった」と回答した割合が 76.3%と低いものとなっているとあり、この部分の解決方法を第 1 優先として考えるべきである。

## カ 審議会における施策推進に向けた提言

(1) 人権問題講演会については、市が特に力を入れたいと考えている事柄について広く周知したうえで、それに関連した講演内容にするなど、単発のイベントとしてではなく行っていかないと、市民意識調査の結果も上がってこないと考える。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、講演会・展示会が開催できない現状ではあるが、関係機関との具体的な対応策を検討するため会議が必要ではないか。

(3) 人権研修については、コロナの影響も大きいのだろうが、参加者も減少し、理解も低かったとあった。今この時代だからこそ、人権研修はとても重要で、人権について正しい認識をもち、理解を深めるためにもしっかりと取り組んでいただきたい。誰でも人権を守られ幸せに暮らせる長崎市にして欲しい。

(4) 5年間のスパンで、長崎市が特に力を入れる人権問題を絞り込み、様々な場で伝えていく取組みをしてはどうか。

(5) こども総合相談窓口については、交通の利便性、相談しやすい雰囲気を作るなど、相談者の目線、専門家の助言等を取り入れ参考にするなど環境づくりを大切にする必要がある。

(6) 成年後見制度を必要とする認知症高齢者や障害者が増えている。専門職の後見人が不足している現状においては、一般市民が所定講座を受講後、市民後見人として活躍していくことが求められている。市民後見人候補者養成講座の定着、成年後見制度の普及、啓発は広く市民に必要である。

- (7) 成年後見制度については、障害者本人のみならず親・兄弟亡き後を見すえた対応も求められるものであり、権利擁護については成年後見制度以外の民事信託などの方法もからめた全般的な普及啓発が必要である。相談支援事業所のみならず法律家や福祉専門職団体等との連携を通じた普及啓発が必要である。
- (8) 成年後見制度、市民後見人候補者養成講座の普及、啓発、そして周知は、チラシ、リーフレット、ポスターの配布など、市民に届く必要があり、地区ごとの研修会の機会を利用することなどが必要である。市民の相談においては、休日・夜間の対応体制の充実も必要である。
- (9) コロナ禍で、子どもの状況が把握しにくいと記載されているが、確かにその通りだと思う。子どもたちにタブレットが配布され、オンラインでの授業等の対策が取られているのは仕方ないとしても、状況把握、実情察知の手法として、ネットに頼りすぎるのは危険である。地域コミュニティとしてのアナログ的な対応も必要である。
- (10) 男女共同参画に関する意識の醸成を図るうえで、今後の取組方針として、オンライン講座の実施など、コロナ禍対応として実施されることは良い。一方で、男女共同参画への理解については、講座等へ参加していない方々へどのように理解を広げていくかという視点での取組みも同時に行う必要があると考えられるので、市民全体への啓発資料等、引き続き工夫いただきたい。
- (11) デートDV防止について直接講師を派遣しなくても、オンラインでの開催も可能ではないか。
- (12) DV防止の取組みを、中学校で積極的に実施してほしい。内容がわかっている生徒が少ない。
- (13) 長崎市民が良識をもって人権について考え理解が深まるよう施策を進めてほしい。これからの子供たちのためにも、広く教育や福祉、行政等々社会全体が連携して取り組んで欲しい。
- (14) すべてを人権問題と括ってしまうことによって、例えばジェンダー、障害、セクシュアリティなど、それぞれが個別に抱える課題がかえって見えにくくなっていないか、考える必要があると思う。
- (15) 現実として、障害の特性をご存じない方たちが多い。障害者の人権を守るためにも、障害について正しく理解する機会を増やす必要がある。